

年度間の所得変動に係る住民税の減額措置について

税源移譲によって所得税と住民税の税率が変わり、多くの方は所得税額が下がり、住民税額が上がっていますが、所得税と住民税を合わせた負担額は基本的に変わらないとされています。

ところが、平成19年中に退職するなどして所得が大きく減少して所得税がかからなくなった場合には、税源移譲による所得税負担の軽減が受けられず、住民税の税負担の増加のみを受ける場合があります。

このため次の要件に該当する方には平成19年度分の住民税額を軽減する経過措置が設けられました。

■対象者は次の(ア)と(イ)の両方を満たす方です

| | | |
|--------------------------------------|---|---------------------|
| (ア) 平成19年度住民税の課税所得金額 (申告分離課税分を除く) | > | 住民税と所得税の人的控除額の差の合計額 |
| (イ) 平成20年度住民税の課税所得金額 (申告分離課税分を含む) | ≤ | 住民税と所得税の人的控除額の差の合計額 |

※課税所得金額とは、収入金額から必要経費等(給与所得控除)と所得控除額を差し引いた後の額となります。

※人的控除額とは、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除額のことをいいます。

※平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。

■軽減される金額は…

税源移譲後の平成19年度分の住民税額から、税源移譲前の税率で計算した税額を差し引いた額を減額します。

なお、すでに納付済みの場合は減額分を還付します。

| | | | | |
|-----------------------|---|------------------------------|---|--------------------|
| 平成19年度住民税額 (調整控除後) | - | 税源移譲前の税率で計算した 平成19年度分住民税額 | = | 平成19年度住民税額から差し引く金額 |
|-----------------------|---|------------------------------|---|--------------------|

■減額申告書の提出が必要です

この条件に該当する方は、平成20年7月1日(火)から7月31日(木)までの間に、平成19年1月1日現在の住所地の市町村へ減額申告書を提出してください。

現在佐渡市にお住まいの方で、この減額措置に該当すると見込まれる方には、減額申告書を個別に送付する予定です。

この申告書の様式は市役所本庁税務課および各支所市民課に用意しています。

また、佐渡市ホームページ (<http://www.city.sado.niigata.jp/>) にも掲載していますので、ご利用ください。

住民税の減額措置の要件を両方満たすので減額の対象となる例

| | 平成19年度 (平成18年分所得) | 平成20年度 (平成19年分所得) |
|-----------------|----------------------|----------------------|
| 給与収入 | 3,000,000円 | 1,600,000円 |
| 妻の収入 | なし | なし |
| 社会保険料控除 | 300,000円 | 200,000円 |
| 給与所得(イ) | 1,920,000円 | 950,000円 |
| 所得控除額(ロ) | 960,000円 | 860,000円 |
| 課税所得金額 (イ-ロ) | 960,000円 | 90,000円 |
| 人的控除額の差 | 100,000円 | 100,000円 |
| 住民税額 | 95,000円 | 4,000円 |
| 所得税額 | 77,400円 | 0円 |

(ア)の要件 H19年度課税所得 > 所得税との人的控除差
(960,000) (100,000)

(イ)の要件 H20年度課税所得 ≤ 所得税との人的控除差
(90,000) (100,000)

*税源移譲前の税率で計算したH19年度分住民税額

①市民税所得割額: 960,000円×3%=28,800円

②県民税所得割額: 960,000円×2%=19,200円

③市民税均等割額: 3,000円

④県民税均等割額: 1,000円

①+②+③+④=52,000円.....⑤

∴減額する額

平成19年度住民税額95,000円-⑤52,000円=43,000円

⇒還付